

名古屋市立大学医学部附属病院群病院長の選考等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院における病院長（以下「病院長」という。）の選考の時期、要件、任命、任期等について定める。

（一部改正 平成30年達第83号、令和6年達第122号）

(選考)

第2条 理事長は、第4条又は第4条の2に定める要件を満たす病院長候補者の推薦を求めるため名古屋市立大学医学部附属病院群病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置するものとする。

2 選考会議が行う選考に関し、必要な事項は別に定める。

（この条追加 平成27年達第47号、一部改正 平成28年達第82号、平成30年達第83号、令和4年達第154号、令和6年達第122号）

(選考の時期)

第3条 病院長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合においては任期満了の日の3月前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合においては速やかに、病院長候補者の選考を行う。

（一部改正 平成27年達第47号、平成28年達第82号、平成30年達第83号）

(病院長候補者の要件)

第4条 医学部附属病院における病院長候補者は、次の各号のいずれにも該当する者から選考する。

- (1) 医学研究科教授（教授（診療担当）を除く。）の職にある者（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に定める医師の免許を受けた者（以下単に「医師」という。）に限り、かつ、第6条第1項に定める任期が満了する日の前日までに公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）第18条第2号の規定により職員としての身分を失う者を除く。）
- (2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者
- (3) 組織管理能力等の病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力を有している者

（一部改正 令和6年達第122号）

第4条の2 東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院における病院長候補者は、次の各号のいずれにも該当する者から選考する。

- (1) 医学研究科教授（教授（診療担当）を含む。）の職にある者（医師であって第6条第1項に定める任期が開始する日において65歳以下の者に限り、医学研究科教授（教授（診療担当）を含む。）であった者を含む。）
- (2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者
- (3) 組織管理能力等の病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力を有している者

2 第6条第2項に定める再任の場合においては、前項第1号中「開始する日において65歳以下」とあるのは、「満了する日において70歳以下」と読み替えるものとする。

(この条追加 令和6年達第122号)

(任命)

第5条 理事長は、選考会議より推薦のあった病院長候補者について、教員人事検討委員会の議を経た上で、学長の申出に基づき、病院長を選考し、及び任命する。

2 前項の規定による任命を行った場合には、理事長は、その結果を役員会に報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、病院長候補者が病院長の職務の遂行に堪えないと認めるときは、再度の病院長候補者の選考を選考会議に求めることができる。

(一部改正 平成27年達第47号、平成28年達第82号、平成29年達第19号、平成30年達第83号、令和4年達第154号)

(任期)

第6条 病院長の任期は、2年とする。ただし、第3条第1項第2号及び第3号に規定する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

2 病院長の再任は、2回までとする。

(一部改正 平成27年達第47号、平成28年達第82号、平成30年達第83号)

(公表)

第7条 理事長は、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる事項を速やかに公表する。

- (1) 選考委員を選定したとき 委員名簿及び委員の選定理由
- (2) 選考基準を定めたとき 当該選考基準
- (3) 病院長を任命したとき 病院長を任命した理由及び任命の過程

(一部改正 平成30年達第83号)

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成30年達第83号)

附 則

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 名古屋市立大学医学部附属病院長選考規程（昭和40年名古屋市立大学達第2号）は、廃止する。
- 3 施行日の前日現に病院長の職にある者は、この規程の規定にかかわらず、この規程の相当規定により病院長に選考されたものとみなす。
- 4 前項の適用を受けた者に係る病院長の任期は、平成19年3月31日までとする。
- 5 第9条第2項の規定は、平成19年3月31日以前に病院長に就任した経験を有する者が病院長に就任しようとする場合においては、この者が同日以前に病院長に就任したことがないものとみなして適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第108号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第82号）
この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学医学部附属病院長の選考等に関する規程の規定は、平成28年12月6日から適用する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第154号）
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第122号）
1 この規程は、発布の日から施行する。
2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター病院長の選考等に関する規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第115号）
- (2) 令和5年度に就任する名古屋市立大学医学部附属緑市民病院（仮称）及び厚生院附属病院（仮称）病院長の選考等に関する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第93号）